

和歌山市軽費老人ホームの収入申告等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日付け老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下、「利用料指針」という。）に基づきサービスの提供に要する費用（以下、「事務費」という。）の減免措置を行う場合の事務手続きについて定めるものとする。

(事務費徴収額の決定時期)

第2条 減免措置により利用者から徴収できる事務費本人徴収額の決定は、入所した時及び毎年度7月1日をもって行う。

(収入申告)

第3条 施設長は、前条に規定する決定時期前までに、利用者に対して収入申告書（別記様式第1号）により、収入及び必要経費についての申告を利用者に求めるものとする。ただし、別途施設独自の様式があれば、様式は問わない。

2 収入及び必要経費については、上記決定時期前の前年の1月1日から12月31日までの期間の収入及び必要経費を対象とする。ただし、1月から6月までの間に決定する場合は、前々年の同期間の収入及び必要経費を対象とする。

3 申告の際には、添付書類等（確定申告書、公的年金の源泉徴収票、納税額確認書、通帳、領収書、課税証明書等の写し等のうち証明に必要なもの）を提出させるものとする。

4 収入申告にあたって利用者が提出する添付資料等については、利用者の提出義務を明確にするために、提出すべき資料等の内容を契約書に設けるなど、予め利用者との合意を図ることが望ましい。

(対象収入認定)

第4条 前条に規定する収入及び必要経費の申告があった場合、施設長は別紙の「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続き」に基づき申告内容を審査し、事務費徴収額決定に要する対象収入の認定を行う。

(事務費本人徴収額の決定)

第5条 施設長は、前条により認定した対象収入をもって、利用料指針に定めるところにより階層区分及び事務費本人徴収額を決定するものとする。なお、事務費本人徴収額の決定にあたっては、対象収入として認定した前年の収入、必要経費の内容及び決定に至る経緯等について、利用者への十分な説明を行うものとする。

(事務費徴収額決定通知)

第6条 施設長は、前条又は次条で決定した内容を、利用者に対して事務費徴収額決定（変更）通知書（別記様式第2号）により、速やかに通知するものとする。ただし、別途施設独自の様

式があれば、様式は問わない。

(誤った収入の申告)

第7条 施設長は、利用者の収入申告に誤りがあった場合は、再度利用者に収入の申告を求め、第4条から第6条までにわたる手続きを速やかに行うとともに、市との協議を行うなど適切な処理をする。

2 施設長は申告の訂正により事務費本人徴収額に変動が生じた場合には、次のとおり取り扱うことを原則とする。

(1) 事務費本人徴収額が増える場合 誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに利用者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。

(2) 事務費本人徴収額が減る場合 変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済みの徴収金があるときは、その差額分を返還(還付又は充当)する。ただし、事務費本人徴収額を誤って認定していた期間の差額分については施設の負担となる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項又はこの要領について疑義が生じた場合については、市と協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別紙

軽費老人ホーム対象収入認定事務手続き

事務費徴収額決定に要する「対象収入」は原則として前年又は前々年の「収入として認定するもの」（「収入として認定しないもの」に該当するものを除く。）から「必要経費」を控除した額とする。

(1) 収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

年金、恩給等その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

(ア) 年金、恩給の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、入所者が受給権を有する定期的な給付は「収入として認定しないもの」を除きすべて含まれる。

したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得の金額を収入として認定する。）、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。

なお、老人保護措置費に係る「特例の加算」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。

(イ) 年金、恩給等の収入の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。

なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。ただし、入所者の責に帰すべき事由によりさかのぼって受給権が生じ、1年分を超える額を受給したときはこの限りではない。

(ウ) 外貨により支払われる年金などの邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、利用料等の収入については課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

ウ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申

告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

エ その他の収入

不動産、動産の処分による収入その他の収入（軽費老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。）については課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

（ア）その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。

なお、分離課税される譲渡所得については租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

（イ）相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

（2）収入として認定しないもの

ア 臨時的な見舞金、仕送り等による収入及び退職所得金額

イ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭

ウ 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

エ 公害にかかる健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等軽費老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭

カ 児童手当法により支給される児童手当等法令により入所者の生活以外の用途に当てることとされている金銭

キ 軽費老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入

ク 生活保護法による保護費、その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等、社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

※生活保護法において収入として認定しないこととされている収入
「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第

123号) 平成25年8月1日時点

第8. 収入の認定 3 指定指針 (3)

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

- ア 社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金(オに該当するものを除く。)のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額(ウからキまでに該当するものを除く。)
- ケ 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額(月額)
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料(同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。)
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち35,810円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
(ア) 障害補償費(介護加算額を除く。)

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 10 条に規定する表(以下「公害障害等級表」という。)の特級又は 1 級に該当する者に支給される場合 33,550 円

障害の程度が公害障害等級表の 2 級に該当する者に支給される場合 16,780 円

障害の程度が公害障害等級表の 3 級に該当する者に支給される場合 10,080 円

(イ) 遺族補償費 33,550 円

(3) 必要経費

ア 所得税、住民税等の租税

例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税等が該当し、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税等は該当しない。その他の租税は市長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの

(ア) 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第 7 4 条第 2 項に規定するものをいう。

(イ) 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。

※所得税法第 7 4 条第 2 項に規定するもの

- (1) 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- (4) 介護保険法の規定による介護保険の保険料
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による保険料
- (6) 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- (7) 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- (8) 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- (9) 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- (10) 国家公務員共済組合法の規定による掛金
- (11) 地方公務員等共済組合法の規定による掛金(特別掛金を含む。)
- (12) 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- (13) 恩給法第 5 9 条の規定による納金

ウ 医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし、保険金等で補填される金額を除く。)

(ア) 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療の範囲に準じて取扱う。

したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

(イ) 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。

(ウ) 医療費の額の算定に当たって医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。

この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。

エ 軽費老人ホームの入所者が、介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス、第42条の2に規定する指定地域密着型サービス、第53条に規定する介護予防サービス及び第54条の2に規定する指定介護予防地域密着型サービスを受けた場合に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき事業者を支払う利用料（いわゆる1割負担分）。

オ 配偶者その他の親族（以下「配偶者等」という。）が入所者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

(ア) 配偶者等の範囲は、原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法第877条に定める扶養義務者とする。

※民法第877条に定める扶養義務者

(1) 直系血族及び兄弟姉妹

(2) 家庭裁判所が特別な事情があると認めるときは3親等内の親族

(イ) 仕送りのための費用については、生活保護基準（一類＋二類）を1.5倍した額に生活保護基準で認められる各種加算額及び家賃等の経費を加えた額から仕送りを受け配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。

(ウ) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における仕送りのための費用は、いわゆる個別的日常費に相当する額（老齢福祉年金相当額）とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額とする。

(エ) 入所者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

カ 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用

キ やむを得ない事情による借金の返済

やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の入所者の本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、世帯更生資金の返済等）の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が入所者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをして差し支えない。

ク 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が入所者にあると市長が認めるときは、その額

ケ その他

(ア) 入所者の意思により任意に負担するものは該当しない。

例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等の費用は該当しない。軽費老人ホーム入所前の生活費等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。

(イ) 離婚に伴う慰謝料の支払いは、必要経費として認めることができる。

(ウ) 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては必要経費として認めることができる。

(エ) 住宅維持費（損害保険料を含む。）は、原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。

(4) 収入及必要経費の確認方法 (添付資料)

ア 収入について

(ア) 恩給・年金等の収入

源泉徴収票、通帳、支払通知書、振込通知書、裁定通知書等の写し

(イ) 財産収入、利子・配当収入、その他の収入

確定申告書、課税証明書等の写し

イ 必要経費について

(ア) 租税

各種納税通知書の領収書、納税証明書等の写し

(イ) 医療費

領収書等の写し

(ウ) 社会保険料又はこれに準ずるもの

領収書等の写し

(エ) 介護保険サービス

領収書等の写し

(オ) その他

領収書等の写し、その他支払いを証明できるもの

収入申告書

年 月 日

(施設長名) 様

氏名

印

私の 年中の収入について次のとおり申告します。

(単位：円)

種 類	金額 (年額)	認定額	
収 入	恩給・年金等収入		
	財産収入		
	利子・配当		
	その他収入		
	計		
必 要 経 費	租税		
	医療費		
	社会保険料 (介護保険料含む)		
	介護サービス利用料		
	その他必要経費		
計			
差引額 (収入計 - 必要経費計)			
※ <u>太枠線内</u> を記入してください。 ※ <u>収入及び必要経費</u> については、それを証明する資料を添付してください。		階層区分	階層
		施設長印	担当者印

事務費徴収額決定（変更）通知書

年 月 日

（入居者名）様

（施設長名）印

先般、 年の収入申告をされましたが、審査の結果、 年度にあなたから事務費として徴収する額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

1 事務費徴収額（月額） 年 月から _____ 円

2 認定収入額 _____ 円

〈内訳〉 収 入 円
必要経費 円

3 階層区分 _____ 階層